

## 測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格

### 1 入札参加資格要件

- (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 成年被後見人
  - イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
  - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - カ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
  - キ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
  - ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (5) 測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査申請書（添付書類等を含む。）又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者でないこと。
- (6) 営業に関し必要な登録を受けている者であること。
- (7) 府の区域内に営業所を有する者であること。
- (8) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(1)キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（(1)キに掲げる者を除く。）でないこと。
- (9) 大阪府建設工事競争入札参加資格の認定を受けていない者及び当該資格の審査を申請していない者であること。
- (10) 平成 30 年度及び平成 31 年度における大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の認定後に当該資格の認定を辞退したことがある者でないこと。
- また、業務種別を追加するため当該資格の審査の申請をする者にとっては、申請する年度にお

いて当該業務種別の資格の認定を辞退したことがある者でないこと。

## 2 登録業務と営業に関し必要な登録

### (1) 登録業務

測量・建設コンサルタント等の業務にかかる入札参加資格に登録を申請できる業務は、次の6種別です。ただし、登録を申請できる業務は、営業に関し必要な登録（資格）を受けている業務に限ります。

| 業務種別                  | 業務内容                                       |
|-----------------------|--|
| 測量                    | 測量法に基づく測量に関する業務                            |
| 地質調査                  | 建設工事に関する地質又は土質の調査、計測、解析等に関する業務             |
| 建築設計・監理（一級、二級）        | 建築士法に基づく建築物の設計、工事監理等に関する業務                 |
| 設備設計・監理               | 建築設備工事の設計又は工事監理に関する助言を行なう業務                |
| 建設コンサルタントの各部門（【別表】参照） | 建設工事に関する調査・計画・設計・監理等に関する業務                 |
| 補償コンサルタントの各部門（【別表】参照） | 公共事業に必要な土地等の取得もしくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関する業務 |

#### 【別表】建設コンサルタント、補償コンサルタントの各部門

| 業務種別      | 登録部門         |               |        |             |
|-----------|--------------|---------------|--------|-------------|
| 建設コンサルタント | 河川、砂防及び海岸・海洋 | 港湾及び空港        | 電力土木   | 道路          |
|           | 鉄道           | 上水道及び工業用水道    | 下水道    | 農業土木        |
|           | 森林土木         | 水産土木          | 廃棄物    | 造園          |
|           | 都市計画及び地方計画   | 地質            | 土質及び基礎 | 鋼構造及びコンクリート |
|           | トンネル         | 施工計画、施工設備及び積算 | 建設環境   | 機械          |
|           | 電気電子         |               |        |             |
| 補償コンサルタント | 土地調査         | 土地評価          | 物件     | 機械工作物       |
|           | 営業補償・特殊補償    | 事業損失          | 補償関連   | 総合補償        |

### (2) 営業に関し必要な登録（資格）

| 業務種別            | 必要な登録             | 登録所管官庁等          | 関係法令       |
|-----------------|-------------------|------------------|------------|
| 測量 ※            | 測量業者登録            | 国土交通省（地方整備局）     | 測量法        |
| 地質調査 ※          | 地質調査業者登録          | 国土交通省（地方整備局）     | 地質調査業者登録規程 |
| 建築設計・監理（一級、二級）※ | 建築士事務所登録          | 大阪府（他都道府県の登録は不可） | 建築士法       |
| 設備設計・監理         | 建築設備士登録（個人資格）     | 建築設備技術者協会        | 建築士法施行規則   |
|                 | 設備設計一級建築士資格（個人資格） | 日本建築士会連合会        | 建築士法       |

|                 |                                 |              |               |
|-----------------|---------------------------------|--------------|---------------|
|                 | CATV技術者証又は有線テレビジョン放送技術者資格（個人資格） | 日本CATV技術協会   |               |
| 建設コンサルタントの各部門 ※ | 建設コンサルタント登録                     | 国土交通省（地方整備局） | 建設コンサルタント登録規程 |
| 補償コンサルタントの各部門 ※ | 補償コンサルタント登録                     | 国土交通省（地方整備局） | 補償コンサルタント登録規程 |

※大阪府との契約先（本店又は支店等）が、営業に関し必要な登録を受けていることが必要です。

### 3 申請方法

**新規申請**および**業務追加申請**ともに、インターネットによる電子申請です。

(1) 申請期間 平成31年4月1日（月）から平成32年2月10日（月）まで

※ 上記の申請期間内であっても、システムメンテナンス等の都合により、電子申請ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【注意】

行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することは行政書士法により禁じられています。

(2) 申請手順

#### 申請内容入力・情報送信

大阪府電子調達（電子入札）システムホームページ

([http://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku\\_2/e-nyuusatsu/index.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/index.html))にある、「入札参加資格について」の【建設工事・測量建設コンサルタント関係】 **入札参加資格審査申請** をクリックし、表示されたページの申請案内の各項目を必ずご覧のうえ、**電子申請** をクリックしてください。

大阪府電子申請システムの **測量・建設コンサルタント等** をクリックし、測量・建設コンサルタント等業務競争入札随時申請の**新規申請**または**業務追加申請**をクリックして、申請画面の必要項目を入力後、申請内容を確認のうえ送信してください。

#### 新規申請

○初めて大阪府に申請する（過去に登録がない）方は、「新規申請（初めて登録する方）」をクリックしてください。

情報送信後、「到達確認通知」の画面に業者番号（ID）・パスワードが表示されますので、画面を印刷して大切に保存してください。

○過去に登録のあった方や物品・委託役務で登録のある方（業者番号を取得済みの方）は、「新規申請（登録履歴のある方）」をクリックしてください。

#### 業務追加申請

○入札参加資格の登録のある方で、業務の追加を行う方は「業務追加申請」をクリックしてください。

### 添付書類の提出（情報送信後）

大阪府電子申請システムの **測量・建設コンサルタント等** をクリックし、測量・建設コンサルタント等競争入札随時申請の「**郵送書類一覧**」で添付書類を確認のうえ提出してください。

**封筒貼付けあて名用紙**は、必要事項を記入のうえ添付書類を入れた封筒に貼付けてください。

### 大阪府で申請を受付

大阪府において、電子申請や添付書類の内容を確認してから受付処理を行った後、「電子申請システムからのお知らせ」メールを送信します。

**受付票の確認** ※申請取扱状況が、「審査中」または「手続き終了」になると確認できます。

大阪府電子申請システムの **受付票取得** をクリックし、業者番号（ID）・パスワード等でログイン後、該当する受付票を確認してください。

受付票の詳細については、次のリンク先をご覧ください。

[http://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku\\_2/e-nyuusatsu/e-kensetsu-uketsuke.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-kensetsu-uketsuke.html)

受付票は、契約を締結する際に提示が必要ですので、その際に取り出してください。

**審査結果の確認・入札参加資格者名簿への登録** ※申請取扱状況が「手続き終了」になると確認できます。

大阪府電子調達（電子入札）システムホームページの「入札参加資格について」の【建設工事・測量建設コンサルタント関係】にある「**入札参加資格者名簿**」をクリックする。

「測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格者名簿」をクリックし、業者番号等で検索してください。

名簿の通知書欄にある **表示** をクリックすれば、審査結果を確認・印刷できます。

#### 【電子申請時の留意事項】

○電子申請でエラーが表示され、エラーを解消しても申請ができないときや画面が進まないときは、「5 問合せ先」の「ヘルプデスク」にご連絡ください。

○申請取扱状況について（申請・情報送信後の取扱状況が確認できます。）

大阪府電子申請システムの **状況確認** ⇒業者番号（ID）・パスワード等でログインし、画面の案内に沿って確認してください。

#### 【申請取扱状況の表示例】

|         |  |
|---------|--|
| 「到達」    | 申請データを送信してから、大阪府が添付書類を確認するまで。                          |
| 「補正要求」※ | 添付書類の不備又は入力された申請内容に不備がある場合で、添付書類の再提出又は申請内容の修正を再確認するまで。 |

|         |                           |
|---------|---------------------------|
| 「審査中」   | 受付が終了し、資格審査が終了するまで。       |
| 「手続き終了」 | 資格審査が終了し、資格認定・名簿登録をされたとき。 |

※補正要求の場合は、取扱状況に「只今到達です。」と表示されますが、通信欄に「補正要求されています。」と表示されます。補正内容については通信欄に記載していますので、内容を確認してすみやかに補正してください。

○誤った内容で申請・送信してしまったときは、いったん申請の取下げを行い、改めて申請しなおしてください。

申請の取下げは、大阪府電子申請システムの **状況確認** ⇒業者番号（ID）・パスワード等でログイン⇒ **申請取下げ** をクリックし、画面の案内に沿って手続きしてください。

なお、申請が受付され、資格審査が終了するまで（申請取扱状況が「審査中」の場合）に申請を取り下げる場合は、大阪府電子申請システム画面の **測量・建設コンサルタント等** ⇒変更申請の「登録辞退・業種辞退」⇒ **平成31年度入札参加資格** ⇒業者番号（ID）・パスワード等でログインし、画面の案内に沿って手続きしてください。

○資格審査が終了し、資格認定・名簿登録後（申請取扱状況が「手続き終了」の場合）に登録の辞退を申請するときも上記と同様に手続きいただくこととなりますが、資格認定後に登録の辞退を申請したときは、再度、平成31年度における大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査申請はできません。

また、業務の辞退を申請したときは、再度、辞退した年度に同じ業務を追加する審査申請はできませんのでご注意願います。

## 4 申請に必要な添付書類と提出先

### (1) **新規申請**の添付書類

| 添付書類  | 対象者        | 備考  |
|---|------------|---|
| <a href="#">郵送書類一覧表（チェックリスト）</a>              | 申請者<br>全 者 | ・チェックリストで必要書類を確認し、提出書類の一番上に添付   |
| 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）<br>【法務局発行】<br>○個人事業主の場合は不要 | 該当者        | 《写し可、発行後3ヵ月以内のもの》   |
| 府税（全税目）の納税証明書<br>【大阪府税事務所発行】                  | 申請者<br>全 者 | ・「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額はありませぬ。」と記載された証明書<br>・証明請求事項は、「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」<br>・徴収金の種類は、「全税目」<br>《写し可、発行後3ヵ月以内のもの》 |
| 消費税及び地方消費税の納税証明書                              | 申請者        | ・消費税及び地方消費税に未納の税額がな   |

|  |               |   |
|--|---------------|---|
| <p>【税務署発行】</p> <p>○申告所得税や法人税の納税証明書ではありません。</p> <p>○電子納税証明書(電子データ)の提出は不可(書面の納税証明書のみ可)</p>   | 全 者           | <p>いことの証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書の種類は、「その3」(「その3の2」、「その3の3」でも可。<u>「その1」の提出は不可。</u>)</li> <li>・証明を受けようとする税目は、「消費税及び地方消費税」</li> </ul> <p>《写し可、発行後3ヵ月以内のもの》</p> |
| <p>財務諸表(貸借対照表および損益計算書)</p> <p>○個人事業主の場合は「確定申告書(白色または青色)」(写し)の提出でも可</p>   | 申請者<br>全 者    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・最近1事業年度の決算確定分(半年決算の場合は2期分)</li> <li>・会社設立後、第一決算期が未到来の場合は「開始貸借対照表」のみの提出で可</li> </ul>   |
| <p>営業に必要な登録証明書または現況報告書</p> <p>○申請する業務ごとに必要(【別表】参照)</p>   | 申請者<br>全 者    | 《写し可、証明書については発行後3ヵ月以内のもの》   |
| <p><a href="#">技術職員調書(様式1)</a>・<a href="#">技術職員調書総括表(様式2)</a></p> <p>○大阪府の指定様式のみ提出可(その他の様式での提出は不可)</p> <p>※様式(エクセルファイル)をダウンロードし作成の上、印刷したものを提出してください。</p> | 申請者<br>全 者    | <p>※技術職員調書(様式1)に入力を行うと、技術職員調書総括表(様式2)は自動作成されます。</p> <p>※電子申請システムに入力する「有資格職員数」は、技術職員調書総括表(様式2)の内容と必ず一致させてください。</p>   |
| <p>障害者雇用状況報告書(写し)</p> <p>○公共職業安定所(ハローワーク)の受付印がある最新のもの</p> <p>○公共職業安定所(ハローワーク)に電子申請された方は、申請用紙を印刷したもの</p>  | 該当者           | <p>※「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、公共職業安定所(ハローワーク)に報告の義務がある事業主のみ提出してください。(報告の義務がある事業主とは、常時雇用している労働者数(除外率により除外すべき労働者数を控除した数)が45.5人以上の事業主をいいます。)</p>   |
| <p><a href="#">外字(ガイジ)届</a></p>  | 該当者<br>(新規のみ) | <p>※商号・名称、代表者氏名、所在地に申請データに入力できない文字がある場合のみ提出してください。(新規登録時のみ)</p>   |
| <p>事業協同組合に関する資料</p> <p>① 定款</p> <p>② 役員名簿</p> <p>③ 組合員全員の名簿</p> <p>(④ 官公需適格組合の証明書の写し)</p>  | 該当者           | <p>※事業協同組合として申請する場合のみ提出してください。</p> <p>※中小企業庁から官公需適格組合として証明を受けている場合は、④の書類が必要です。</p>  |

(注) 上記の書類以外に必要な応じて入札参加資格要件を確認するための書類の提出を求めることがあります。

(2) **業務追加申請**の添付書類

| 添付書類  | 対象者        | 備考   |
|---|------------|--|
| <a href="#">郵送書類一覧表 (チェックリスト)</a>   | 申請者<br>全 者 | ・チェックリストで必要書類を確認し、提出書類の一番上に添付  |
| 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）<br>【法務局発行】<br>○個人事業主の場合は不要   | 該当者        | 《写し可、発行後3ヵ月以内のもの》  |
| 営業に必要な登録証明書または現況報告書<br>○申請する業務ごとに必要（【別表】参照）   | 申請者<br>全 者 | 《写し可、証明書については発行後3ヵ月以内のもの》  |
| <a href="#">技術職員調書（様式1）・技術職員調書総括表（様式2）</a><br>○大阪府の指定様式のみ提出可（その他の様式での提出は不可）<br>※様式（エクセルファイル）をダウンロードし作成の上、印刷したものを提出してください。 | 申請者<br>全 者 | ※技術職員調書（様式1）に入力を行うと、技術職員調書総括表（様式2）は自動作成されます。<br>※電子申請システムに入力する「有資格職員数」は、技術職員調書総括表（様式2）の内容と必ず一致させてください。 |

## 【別表】営業に必要な登録証明書又は現況報告書

| 業務種別           | 登録証明書等                         | 発行者等         |
|----------------|--------------------------------|--------------|
| 測量             | 測量業者登録証明願                      | 国土交通省（地方整備局） |
| 地質調査           | 地質調査業者現況報告書<br>変更届出書※          | 国土交通省（地方整備局） |
| 建築設計・監理（一級、二級） | 建築士事務所登録証明書                    | 大阪府建築士事務所協会  |
| 設備設計・監理        | 建築設備士登録証（個人資格）                 | 建築設備技術者協会    |
|                | 設備設計一級建築士証（個人資格）               | 日本建築士会連合会    |
|                | CATV技術者証又は有線テレビジョン放送技術者証（個人資格） | 日本CATV技術協会   |
| 建設コンサルタントの各部門  | 建設コンサルタント現況報告書<br>変更届出書※       | 国土交通省（地方整備局） |
| 補償コンサルタントの各部門  | 補償コンサルタント現況報告書<br>変更届出書※       | 国土交通省（地方整備局） |

※ 地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタントは登録証明書が発行されないため、国土交通省（地方整備局）に提出した「確認済」の押印がある最新の現況報告書（各登録規程に定める現況報告書）の写しを郵送してください。

※ 現況報告書は毎事業年度終了後に提出するものであるため、現況報告書の内容が現況と異なっている場合（商号又は名称、代表者名、営業所の所在地など登録内容に変更がある場合）は、各登録の「変更届出書」の写しを併せて郵送してください。

※ 会社設立後間もない（第一決算期末到来）ため現況報告書を提出していない場合は、国土交通省（地方整備局）への登録申請時に提出した申請書類（写し）と国土交通省（地方整備局）からの登録済通知書（写し）を提出してください。

(3) 提出先 〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目  
大阪府総務部契約局 総務委託物品課 資格審査グループ

[封筒貼付けあて名用紙](#)に必要事項を記入のうえ、封筒に貼付けて提出してください。

※持参される場合でも、封筒貼付けあて名用紙を貼付した封筒に入れてください。

**電子申請後、すみやかに郵送（持参）してください。**

提出方法は、郵送（普通郵便、書留の指定は特にありません）または持参してください。

※添付書類は綴じたり、クリアファイルに入れたりしないでください。

※郵送書類一覧表（チェックリスト）に記載のない書類や受領証（返信用の葉書・封筒）は送付しないでください。

## 5 問合せ先（土、日曜日及び祝日を除く）

(1) 電子申請システムの操作などについて

「ヘルプデスク」

電子申請システムの操作などについて、専用の電話相談窓口を設置しています。

初めて申請される方も安心して利用できるよう、専門知識を持った技術者がパソコンの各種設定や操作方法等についてアドバイスします。

電 話 06-4400-5180

応対時間 午前9時から午後5時30分まで

(2) 入札参加資格制度について

「大阪府 総務部 契約局 総務委託物品課 資格審査グループ」

電 話 06-6944-6429・6803

応対時間 午前9時から午後5時30分まで